

05 法務省 特区臨時提案(第2回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	オンライン商業・法人登記を行政書士が行えるようにして頂きたい。	都道府県	滋賀県	提案事項管理番号	0004010
提案主体名	個人				

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>「電子申請時代の代書屋」として、代書を業とする士業制度の効率的な運用を図るため、本要望を提出いたします。</p> <p>地域経済を活性化させ、活力ある社会とするためには、企業の活動をサポートする士業を、適切・効率的に活用することが必要です。</p> <p>もちろん、これから起業する方にとっても、多様な相談先を確保していく事が、「起業しやすい社会」の実現には必要不可欠です。</p> <p>そこで、商業・法人登記について、司法書士のみならず、行政書士も申請代理を行えるようにして頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、士業といわれる資格業は、もともと江戸時代に文字の書けない市民のために、代わりに上申書などを書く「代書」がその起源であると言われています。</p> <p>そして、現代においてはパソコンとインターネットの普及が進み、これまで「紙」で行われてきた申請が、「電子申請」に形を変えてきています。</p> <p>ところが、それを担う士業制度は、ここ数十年変化せず、「登記制度は司法書士のみが行える」という制度のまま放置されてきました。</p> <p>しかし、実際に司法書士自身がどれだけ電子申請に関与しているのかといえば、その割合は低く、また、実際に申請を行っている司法書士事務所でも、パソコンを駆使しているのは事務所の若手の職員であり、高齢の司法書士本人は電子申請について全くタッチしていない、というのが現状です。</p> <p>これでは、何のために司法書士法が、司法書士以外の登記申請を禁止しているのか、その規制の意義について疑問を持たざるを得ません。</p> <p>しかし法務省は、司法書士以外の者が登記申請代理を行うことについては問題があるとして、他士業への登記申請業務の開放を頑なに拒否しております。</p> <p>しかし、登記申請書は、議事録や定款の一部をただ転記するだけのものであり、申請書の記載それ自体には、高度な専門性は求められていません。(このことは、法務局窓口にて申請書の雛形が一般人にダウンロードできるようになっていることから明らかです)</p> <p>したがって、行政書士が登記申請を行ったとしても、具体的な問題は生じないと考えられます。</p> <p>そこで、まずは特区において、行政書士にオンライン登記申請ができるようにしていただくことを要望させていただきます。</p>